

＜国会議員関係政治団体・資金管理団体以外の政治団体用＞

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 3 年分

チェックもれ注意

(ふりがな)
1 政治団体の名称

じゆうみんかとう ながさきけん せいせほしだい じゅうさんぶ
自由民主党長崎県佐世保市第十三支部

2 主たる事務所の所在地

佐世保市相模町1125番地

3 代表者の氏名

大村 哲史

4 会計責任者の氏名

山崎 英一郎

政治団体の区分

- 政党の支部
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

チェックもれ注意

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名 山崎 英一郎
電話 090-5923-1890
氏名 _____
電話 _____

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無 (以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類 _____
資金管理団体の
届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
 - 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで


国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで



(その2)

収支の状況

願により訂正	
年 月 日	会計責任者印
R6.3.27	

必ず記入してください。
(0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

収入総額	234,800	233,800	円
(前年からの繰越額)		0	
(本年の収入額)	234,800	233,800	
支出総額		161,337	
翌年への繰越額	73,463	72,463	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	43,800	円
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	68 名	

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	1,000	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	160,000	
(ウ) 政治団体からの寄附	160,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	161,000	160,000
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		0
合計 (ア + イ)	161,000	160,000

様式追加

願により訂正
年月日 会議記者印
26/2/27

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
	円				
この頁の小計					
その他の寄附	1,000				
合計	1,000				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。
 (注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	法人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
神谷内科医院	20,000 ^円	R3 10月2日	佐世保市皆瀬町 270-12	神谷雄二	
〃	10,000	R3 12月18日	〃	〃	
(有)佐世保空調	100,000	R3 11月2日	佐世保市若竹台町 50	本多裕	
グル-フ-ホームやみね	10,000	R3 11月17日	佐世保市皆瀬町 270-12	神谷久美子	
〃	5,000	R3 12月18日	〃	〃	
グル-フ-ホームかいせ	10,000	R3 11月17日	〃	〃	
〃	5,000	R3 12月18日	〃	〃	
この頁の小計	160,000				
その他の寄附	0				
合計	160,000				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。
(注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	161,337	
(4) 事 務 所 費	0	
小 計	161,337	記入もれ注意
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	0	記入もれ注意
合 計	161,337	

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、併せて(その16)の添付が必要です。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。


(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- ~~3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）~~

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和  4年 3月 23日

記入もれ注意

政治団体の名称

自由民主党長崎県佐世保市第十三支部

会計責任者の氏名

山崎 英一郎



（代表者の氏名）

（印）

（備考）

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。